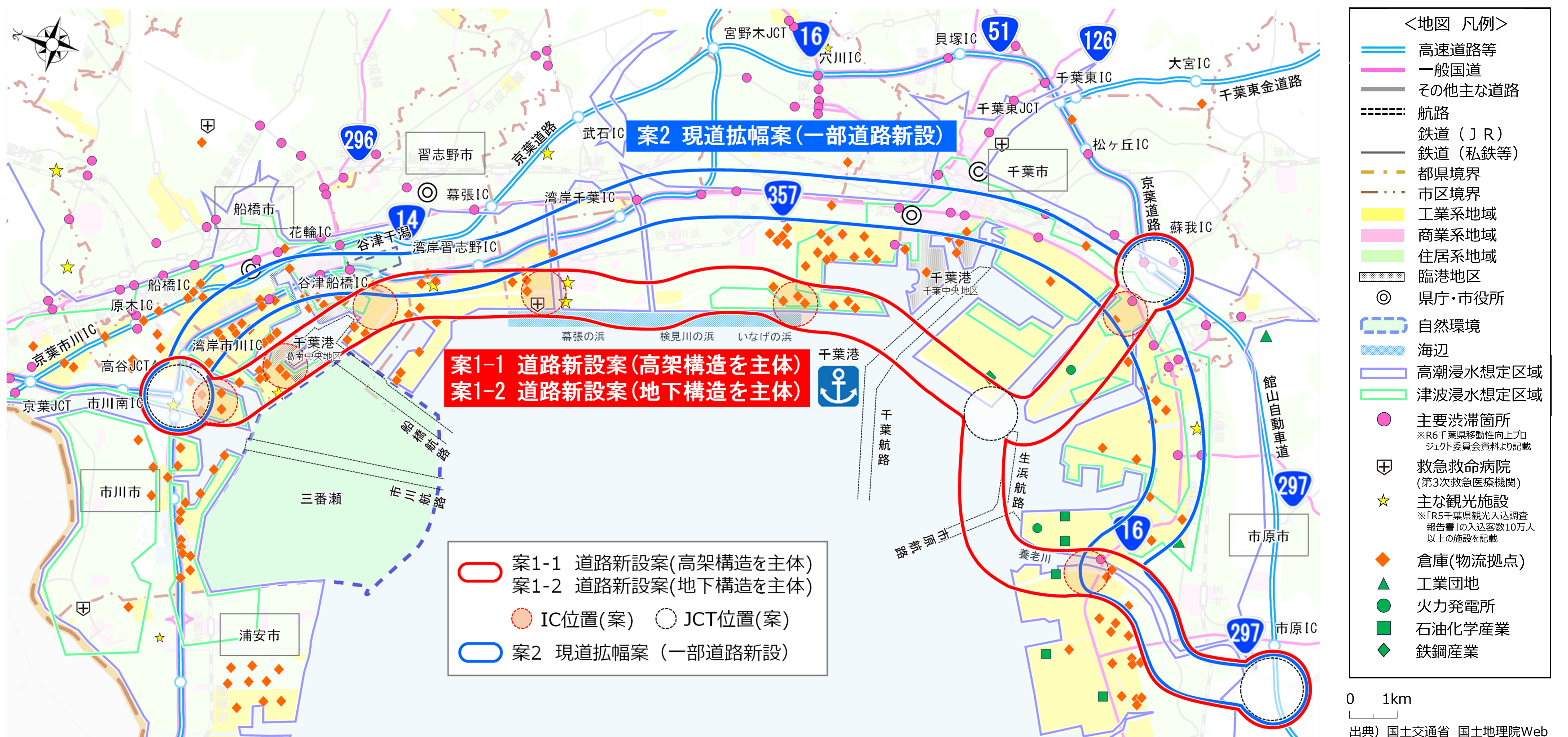
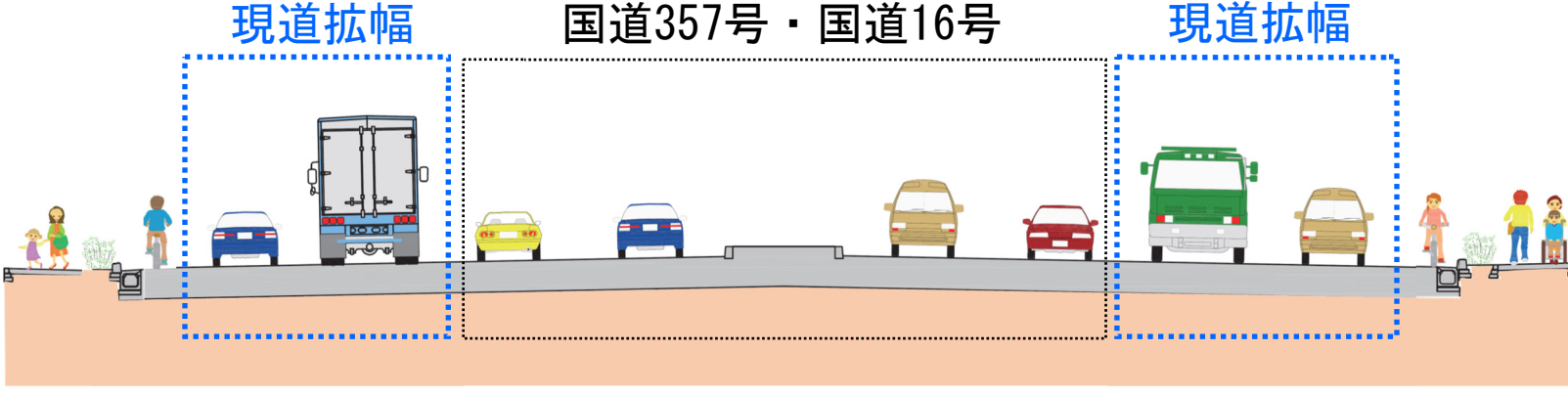
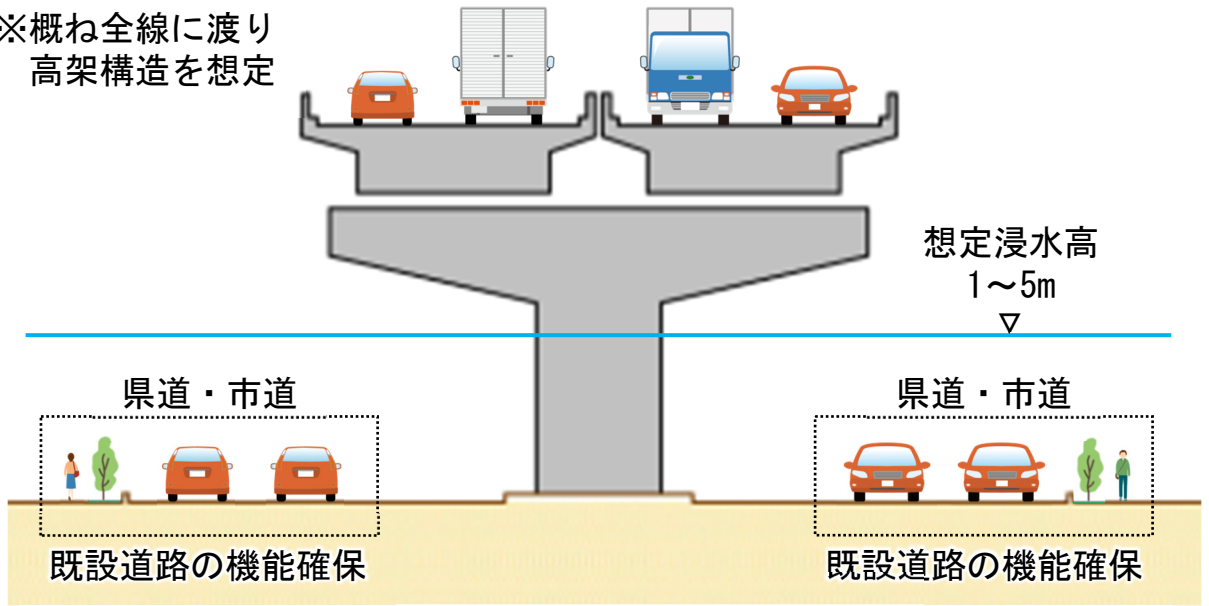
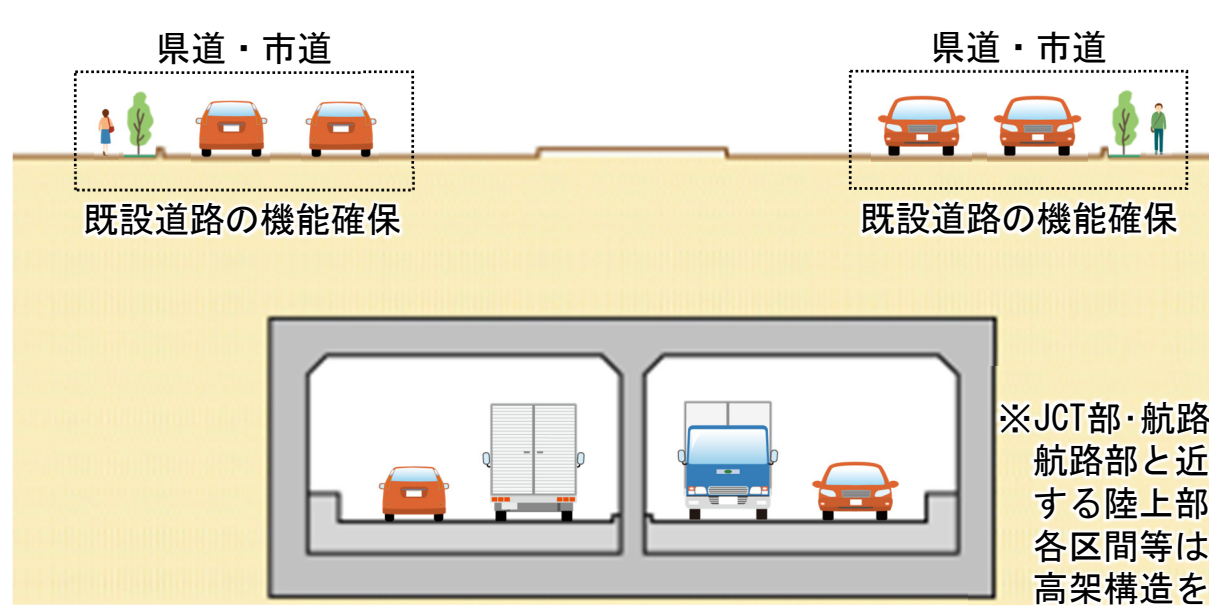


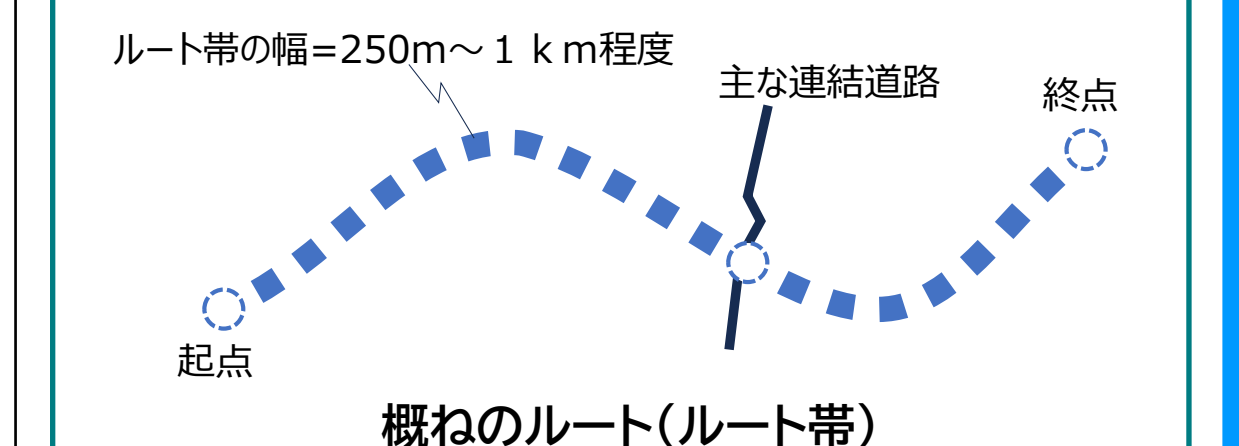
複数案（ルート帯と構造）について、どう思われますか？



	案1 道路新設案		案2 現道拡幅案（一部道路新設）
ルート概要	沿線市の市街地や自然環境(三番瀬や谷津干潟)を避け、既存の公共用地を有効活用し、千葉港や京葉臨海工業地帯へのアクセス性を重視した自動車専用道路を全線新設するルート案		国道357号と国道16号を拡幅し、国道16号の養老川付近から市原IC周辺までは一般道路を新設するルート案
標準的な断面(イメージ)	案1-1 道路新設案(高架構造を主体)	案1-2 道路新設案(地下構造を主体)	 ※車線数は、4～6車線を想定 ※新設区間は、概ね全線に渡り平面構造を想定
	※概ね全線に渡り高架構造を想定  ※車線数は、4～6車線を想定	 ※JCT部・航路部・航路部と近接する陸上部の各区間等は高架構造を想定 ※車線数は、4～6車線を想定	

概略計画とは

概略計画では、新たな道路について、①起終点、②車線数などの諸元、③概ねのルート(ルート帯)、④主な連結する道路、⑤主たる構造、⑥その他必要な事項を定める計画です。概ねのルートは、250m～1km程度の幅を持つルート帯として図示され、後に定める都市計画の案の前提となりますが、ルートが通過する土地の範囲を規定するものではありません。



出典) 構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン,平成25年7月,国土交通省道路局,国土交通省HPにて作成

現時点で想定している標準的な横断面図を示すものであり、今後、詳細に検討します。

複数案(ルート帯・構造)の評価項目(案)について、ご意見をお聞かせください

評価項目（案）			比較評価(案) ^{注1}			比較評価の参考	
			案1 道路新設案		案2 現道拡幅案(一部道路新設)	対策しない案 ^{注2} (ベースライン)	
			案1-1 道路新設案 (高架構造を主体)	案1-2 道路新設案 (地下構造を主体)			
比較ルートの考え方			沿線市の市街地や自然環境(三番瀬や谷津干潟)を避け、既存の公共用地を有効活用し、千葉港や京葉臨海工業地帯へのアクセス性を重視した自動車専用道路を全線新設するルート案		国道357号と国道16号を拡幅し、国道16号の養老川付近から市原IC ^{注3} 周辺までは一般道路を新設するルート案		
達成すべき目標(案)	交通 渋滞	慢性的な渋滞の改善	・新設道路への交通転換が図られることで現道の慢性的な渋滞が緩和し速達性の向上が期待できる ・新たな道路ネットワークが形成されることにより、交通分散が図られる上に現道の主要渋滞箇所を通過しなくなるため、走行性及び定時性は向上する ・高速道路の選択肢が増加することにより、通過交通の転換促進が図られ、一般道路との機能分離が期待できるため、走行性および定時性は向上する		・現道拡幅により慢性的な渋滞が緩和し速達性の向上が期待できる ・現道の主要渋滞箇所が解消する可能性はあるが、交通分散が図られないため、走行性及び定時性は劣る ・現道拡幅のため、一般道路との機能分離への期待は小さく、走行性及び定時性の向上は期待できない		・速達性は現状と変わらないため、交通渋滞緩和の見込みが低い
	交通 事故	交通機能分担による交通事故の減少及び事故発生時や災害時におけるルートの選択肢の増加	・新設道路への交通転換が図られることで通過交通を幹線道路(現道)から分離し、渋滞が緩和されることで渋滞を起因とする事故の減少が期待できる ・事故や災害等による高速道路の通行止め発生時に迂回路として機能する		・現道拡幅により渋滞が緩和され、渋滞を起因とする事故の減少が期待できる ・現道拡幅のため迂回路として機能しない		・代替経路が確保されず、事故渋滞の発生状況は現状と変わらないため渋滞を起因とした事故減少の見込みは低い
	医療	救急搬送時の速達性とアクセス性の向上	・救急医療機関への救急搬送時の速達性とアクセス性の向上が期待できる		・救急医療機関への救急搬送時の速達性の向上は期待できるが、アクセス性は現状と変わらない		・交差点への速度低下は現状と変わらず、救急医療施設への速達性や定時性の確保は現状と変わらない
	防災	信頼性の高い道路ネットワークの強化による迅速な救援・物資輸送の実現	・浸水想定高よりも高い位置で整備を行うため、津波・高潮等の影響を受けにくく、迅速な救援・物資輸送経路として機能する	・浸水想定高よりも低い位置での整備となるため、津波・高潮時に浸水するリスクがあり、迅速な救援・物資輸送経路として機能しない			・災害時の避難・物資輸送を支える道路ネットワークは現状と変わらないため、災害時の避難・物資輸送を支えられない
		災害時における一時避難場所の確保	・浸水想定高より高い位置での整備を行うため津波・高潮時に避難場所としての活用が可能	・浸水想定高より低い位置での整備となるため、津波・高潮時に避難場所として活用は不可能	・現状と変わらない		
	物流 産業 観光	産業拠点や観光拠点とのアクセス性及び速達性の向上 (危険物積載車両の通行制限が無い等)	・交通分散が図られることで、並行する高速道路の混雑が緩和し、産業拠点や観光拠点への速達性の向上が期待できる ・IC整備により観光施設へのアクセス性が向上し、新たな観光・集客拠点の創出が期待できる ・新たな道路ネットワークを形成することで物流拠点へのアクセス性の向上が期待できる	・現道拡幅により産業拠点や観光拠点への速達性の向上が期待できる ・観光施設へのアクセス性は現状と変わらない ・物流拠点へのアクセス性は現状と変わらない			・産業・観光拠点への速達性は現状と変わらないため、高速ICへのアクセス性が向上されない
			・高架構造のため、危険物積載車両の通行制限はない	・水底トンネルやトンネル延長が5km以上となる場合には、危険物積載車両が通行制限となる可能性がある	・危険物積載車両の通行制限はない		
	港湾・空港拠点 アクセス性	空港・千葉港へのアクセス性及び時間信頼性の向上	・新たに道路ネットワークを形成することで、東京都心や羽田・成田空港方面への速達性や時間信頼性の向上が期待できる ・千葉港(千葉中央地区)へのIC整備により、千葉港へのアクセス性の向上が期待できる		・現道拡幅により東京都心や羽田・成田空港への速達性や時間信頼性の向上が期待できる ・千葉港へのアクセス性は現状と変わらない		・速達性は現状と変わらないため、千葉港や成田・羽田空港へのアクセス性は向上されない
生活 環境	生活道路へ流入する交通の減少による生活道路の安全性向上	・新設道路への交通転換が図られることで生活道路へ流入する通過交通の減少し、生活道路における交通事故の減少や歩行者・自転車の安全性の向上が期待できる		・現道拡幅により生活道路へ流入する通過交通の減少し、生活道路における交通事故の減少や歩行者・自転車の安全性の向上が期待できる		・生活道路における交通事故解消や歩行者・自転車の安全性確保は現状と変わらないため、幹線道路の交通事故の緩和の見込みは低い	
配慮すべきこと(案)	自然 環境	三番瀬や谷津干潟及び養老川等の自然環境	・三番瀬や谷津干潟を避けることが可能		・谷津干潟への影響を検討する必要がある		・現状と変わらない
		動植物の生息環境及び生育環境	・三番瀬や谷津干潟及び養老川等の動植物の生態系に与える影響を検討する必要がある				・現状と変わらない
	景観	海辺や地域が重視している景観	・海辺や地域が重視している景観に影響を検討する必要がある		・現状と変わらない		・現状と変わらない
	居住 環境	沿道環境 (騒音・大気質等)	・交通分散が図られ渋滞が緩和し、現道の沿道環境の改善が見込まれる可能性は大きいが、新設道路に対する沿道環境対策は検討する必要がある		・交通が集中することによる現道の沿道環境への影響は検討する必要がある		・現状と変わらない
		海とのつながりや海辺のレクリエーションの場や居住地からの海辺の眺望景観	・自然との触れ合い活動の場となる海浜公園などの海辺とのアクセス性は新設道路の橋脚により低下する可能性があるが、高架の桁下を有効活用できる可能性がある ・千葉港(葛南中央地区)へのIC整備により、自然と触れ合い活動の場となる三番瀬へのアクセス性が向上する ・居住地からの海辺の眺望に与える影響を検討する必要がある	・自然との触れ合い活動の場となる海浜公園との海辺とのアクセス性は現状と変わらず、地下構造物の地上空間を有効活用できる可能性がある	・現状と変わらない		・現状と変わらない
	経済性	用地に関するリスク (用地取得に必要な時間等)	・一部用地取得が必要であり、用地取得には、ある程度時間を要する可能性がある		・全線に渡り用地取得が必要であり、用地取得には、長期の時間を要する可能性がある		—
	事業費 ^{注4、注5}	約 1 兆円		約 2 兆円		約 0. 5 兆円	—

注1 比較評価(案)は、次の段階で評価するものであり、今回は参考とする 注2 対策をしない案とは第2回新湾岸道路有識者委員会で提示した「新たな道路を整備しない案」のことである 注3 イナチジの略で高速道路と一般道路の出入口 注4 事業費は精査中 注5 事業費は類似事業を参考に算出
※ 本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号、最終改正令和7年6月20日公布 法律第73号）に基づく計画段階環境配慮書（配慮書）の対象事業となるため、今回を含む今後の意見聴取は環境影響評価法に基づく配慮書の案についての意見聴取の手続きを兼ねています。

アンケートフォーム

複数案(ルート帯と構造)や評価項目(案)について
皆様のご意見やお考えをお聞かせください！



【募集期限】令和7年10月5日(日)まで

【アンケートフォーム】 <https://form.run/@shinwangandouro3>